

保存版

総括安全衛生管理者等の選任

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
 ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 労働者の人数による総括安全衛生管理者等の選任って？

総括安全衛生管理者等の選任が必要な事業場は、事業場の業種と規模によって異なります。

業種	《令2条1号の業種》 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	《令2条2号の業種》 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	《令2条3号の業種》 その他の業種
1000人～	事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 (安衛法10条) ↓ 指揮 安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条) 産業医 (安衛法13条)	事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 安全管理者 衛生管理者 産業医	事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 衛生管理者 産業医
300～999人	事業者 ↓ 選任 安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条) 産業医 (安衛法13条)	事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	事業者 ↓ 選任 衛生管理者 産業医
100～299人	事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	事業者 ↓ 選任 衛生管理者 産業医
50～99人	事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	事業者 ↓ 選任 衛生管理者 産業医
10～49人	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者 (安衛法12条の2)	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者	事業者 ↓ 選任 衛生推進者
1～9人	事業者	事業者	事業者

※労働者には、常時使用するパート・アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

参考資料：東京労働局 労働基準監督署 中小規模事業場の安全衛生管理の進め方
 労働者の健康を確保し快適な職場づくりをすすめるために、下に示すように事業場※の規模に応じて、産業医・衛生管理者等を選任し、これらのスタッフに労働衛生対策を進めるために必要十分な権限を与え、管理体制を整備しなくてはなりません。※事業場とは企業全体ではなく、支店・営業所等、物理的・組織的にひとまとまりのところ

労働者を常時 50 人以上使用している事業場

- 産業医の選任(安衛法第 13 条・安衛則第 13 条)
- 衛生管理者の選任(安衛法第 12 条・安衛則第 7 条)
- 産業医、衛生管理者の選任報告(安衛法第 100 条)
- 衛生委員会の開催(安衛法第 18 条)

※労働者を常時 50 人以上とは？

「常時雇用される労働者 50 人以上」には、繁忙期や閑散期ではない常態時で、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト・パートなど、雇用形態・所定労働時間の長短にかかわらず、事業場で働いている人すべてが含まれます。(昭和 47 年 9 月 18 日 基発第 602 号 通達)

労働者を常時 10 人以上 50 人未満使用している事業場

- 衛生推進者の選任(安衛法第 12 条の 2)
- 衛生推進者の氏名の周知(安衛則第 12 条の 4)

衛生管理者

(労働安全衛生法第 12 条)

衛生に関する技術的(具体的)事項の管理等を行う。又、業種により必要な免許が異なる。

産業医

(労働安全衛生法第 13 条)

事業者に選任され、産業医としての資格を有する医師で、専門家として労働者の健康管理等を行う。

衛生委員会

(労働安全衛生法第 18 条)

労働者の健康障害の防止のため調査審議する。毎月 1 回実施しなければならない。

衛生推進者

(労働安全衛生法第 12 条の 2)(労働者 10 人以上 50 人未満の事業場)

衛生業務について権限と責任を有する者の指揮を受けて労働衛生業務を担当する。

産業医の選任について

職場における労働者の労働環境等の影響による健康障害を防止するため、常時 50 人以上の労働者を使用するすべての業種の事業場は、選任すべき事由が発生してから 14 日以内に、以下の①,②の基準に基づいて事業場の産業保健活動の中心的な役割を担う産業医を選任し、その者に以下の③に掲げる職務を行わせなければなりません。

① 産業医の選任等に関する留意事項

ア 事業場の規模により産業医の必要人数は異なるとともに、一定の要件に該当する事業場は、その事業場に専属の(所属している)産業医を選任する必要があります。(下表参照)

イ 産業医の資格は、医師であって下記②の資格要件を満たす必要があります。

ウ 下記(ア)～(ウ)に掲げる法人等の代表者等が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益が優先され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあることから、当該者は、産業医として選任できません。(ただし、(ア)及び(イ)においてはその者が所属する法人等以外、(ウ)においては当該事業場以外において産業医として選任される場合は除く。)

(ア) 事業者が法人の場合は当該法人の代表者(代表取締役、医療法人や社会福祉法人の理事長等)

(イ) 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

(ウ) 事業場で事業の実施を統括管理する者(病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長等)

エ 産業医を選任したときは、「産業医選任報告」(様式第3号)を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出する必要があります。

事業場の規模(常時使用する労働者数)	産業医の必要人数	専属の産業医の選任が必要な事業場
50 人未満	産業医の選任義務はなし	
50～499 人	1 人以上	必要なし
500 人～999 人		下記※に該当する事業場は必要
1,000 人～3,000 人		業種にかかわらず必要
3,001 人以上	2 人以上	(2人とも専属であることが必要)

※ 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号で定める特定業務(有害な業務)に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場。

② 産業医の資格要件〔安衛則第 14 条第 2 項〕

医師であつて、次のいずれかの要件を備えた者

ア 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者が行うものを修了した者(日本医師会の認定産業医研修)

イ 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学で厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業したものであつて、その大学が行う実習を履修したもの

ウ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの

エ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師の職にあり、又はあつた者

オ 平成 10 年 9 月末時点において、産業医としての経験が 3 年以上あつた者(事業者証明が必要です)

③ 産業医の職務〔安衛則第 14 条、第 15 条〕

産業医は、主に次の事項を行うこととされています。

ア 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

イ 医師による面接指導が必要な長時間労働者への面接指導及び安衛法第 66 条の 9 に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

ウ ストレスチェックの実施並びに高ストレス者に対する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

エ 作業環境の維持管理に関すること

オ 作業の管理に関すること

カ 労働者の健康管理に関すること

キ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること

ク 衛生教育に関すること

ケ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

④ 事業者への勧告〔安衛法第13条第5項、安衛則第14条の3〕

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ、事業者の意見を求めた上で、労働者の健康管理等について事業者に対して必要な勧告をすることができます。

事業者は、当該勧告を尊重するとともに、おおむね1月以内に、当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)を、衛生委員会等に報告するとともに、記録を作成し3年間保存しなければなりません。

⑤ 産業医に対する権限の付与等〔安衛則第14条の4〕

産業医に対し、職務をなし得る権限(下記の事項を含む)を与えなければなりません。

ア 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。

イ 職務を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。

ウ 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

⑥ 定期巡視〔安衛則第15条〕

少なくとも毎月1回(以下ア～エの要件をすべて満たす場合は最長で2ヵ月以内に1回)、すべての作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

ア あらかじめ、衛生委員会等において、産業医の作業場等の巡視頻度を変更する一定の期間を定めた上で、その期間ごとに産業医の意見に基づいて、衛生委員会等における調査審議の結果を踏まえて事業者の同意を得ていること。

イ 衛生委員会等における調査審議の結果のうち、労働者の健康障害防止や健康保持増進に関して必要な情報(過重労働者の状況、新規使用予定の化学物質・設備名、労働者の休業状況、その他必要事項等)を毎月1回以上産業医に情報提供していること。

ウ 衛生管理者の巡視を週1回以上実施し、かつ、その巡視結果として、巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視の日時、巡視した場所、有害事項及び講じた措置の内容(設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあると判断した場合のみ)、その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項を毎月1回以上産業医に情報提供していること。

エ 時間外・休日労働時間の算定時に、月80時間以上の過重労働者を把握したときは、おおむね2週間以内に、当該労働者の氏名及び超えた時間に関する情報(該当労働者がいない場合はその旨)を産業医に提供していること。

⑦ 産業医に対する情報の提供〔安衛法第13条第4項、安衛則第14条の2第1項・第2項〕

産業医が産業医学の専門的立場から労働者の健康を確保するため、より一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医に対し、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として、以下のアからウまでの情報を提供しなければなりません。

ア 既に講じた健康診断実施後の措置、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導実施後の措置若しくはストレスチェックの結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれらの措置の内容に関する情報(これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)について、医師からの意見聴取を行った後、おおむね1月以内に提供しなければなりません。

イ 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合(高度プロフェSSIONAL制度の適用者については、健康管理時間)におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報(該当者がいない場合はその旨)について、当該超えた時間の算定を行った後、おおむね2週間以内に提供しなければなりません。

ウ その他、労働者の業務に関する情報であつて産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの(①労働者の作業環境、②労働時間、③作業態様、④作業負荷の状況、⑤深夜業等の回数・時間数⑥その他、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものなど)(産業医から当該情報の提供を求められた後、おおむね2週間以内に提供しなければなりません)。

⑧ 法令等の周知〔安衛則第98条の2、安衛法第101条第1項・2項〕

産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項で以下の事項を労働者に周知しなければなりません。

ア 事業場における産業医の業務の具体的な内容

イ 産業医に対する健康相談の申出の方法

ウ 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

□ 産業医が見つからないときは・・

・健康診断を実施している機関に相談してみてください。

・親会社等に産業医がいる場合は、その方を産業医に選任できるか相談してみてください。

□ 産業医を選任したら・・・

産業医選任報告を提出しましょう。

【総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000743322.pdf>

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（表面）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401	労働 保険 番号		
事業場の 名称	事業の種類	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行 規則第18条各号に掲げる業務）に従事 する労働者数 人	
事業場の 所在地	郵便番号（ ）	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条 第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号 に掲げる業務に従事する労働者数 人	
電話 番号	労働 者数	計	産業医の場合は、労働安全衛 生規則第13条第1項第3号 に掲げる業務に従事する労働 者数
フリガナ 姓と名の間にハ 字空けること			
被選任者氏名 姓と名の間にハ 字空けること			
選任 年月日 7：平成 9：令和 →	生 年 月 日 1：明治 3：大正 5：昭和 7：平成 9：令和 →	選 任 種 別	1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者（4以外の者） 4. 衛生管理者（衛生工学管理担当） 5. 産業医
安全管理者又は衛 生管理者の場合は 担当すべき職務	専 属 の 別	1. 専属 2. 非専属	他の事業場に勤務 している場合は、 その勤務先
・総括安全衛生管 理者又は安全管 理者の場合は経 歴の概要	専 任 の 別	1. 専任 2. 兼職	他の業務を兼職し ている場合は、そ の業務
・産業医の場合は医 籍番号等	医 籍 番 号 (右に添って記入する)		
フリガナ 姓と名の間にハ 字空けること			
前任者氏名 姓と名の間にハ 字空けること			
解任、解任 等の年月日 7：平成 9：令和 →	参 考 事 項		

年 月 日
事業者職氏名
労働基準監督署長殿

受 付 印

【産業医の選任報告に必要な添付書類】

- ・医師免許の写し
- ・産業医であることを証明する書面(次の1～7いずれかに該当することを証明する書面(又は写し))

1	労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者
2	産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの
3	労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者
4	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあった者
5	上記1～4以外に厚生労働大臣が定める者(労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者)
6	平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者
7	上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者